毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの





目 次

◎ 告 示 所管課(室)名

・救急病院の認定・公有水面埋立ての免許の出願医療政策課港湾課

・河川堤防と道路との兼用工作物の管理方法についての協議成立 河 川 課

◎ 公告

・土地改良区の設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当とする旨の決定 農村整備課

・県営土地改良事業計画の決定

・県営土地改良事業変更計画の決定 "

・開発行為に関する工事完了 建 築 課

◎ 交通局公告

・契約者等 総 務 課

◎ 公安委員会告示

・警備員等に対する検定の実施 生 活 環 境 課

告 示

長崎県告示第324号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき、次のとおり救急病院として認定した。 令和5年4月25日

長崎県知事 大石 賢吾

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人篤信会 杏林病院	佐世保市早苗町491番地14	令和5年5月1日	令和8年4月30日
医療法人二輝会 佐藤病院	諫早市小長井町井崎98番地	令和5年6月2日	令和8年6月1日
宗教法人聖フランシスコ病院会 聖フ ランシスコ病院	長崎市小峰町9番20号	令和5年6月24日	令和8年6月23日
医療法人済家会 柴田長庚堂病院	島原市中堀町68番地	令和5年6月24日	令和8年6月23日

長崎県告示第325号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年4月25日

早岐港港湾管理者 長崎県 代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1 出願事項

- (1) 出願の年月日 令和4年7月13日
- (2) 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者の氏名 長崎県知事 大石 賢吾

代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

(3) 埋立区域

ア位置

佐世保市江上町4760番3、4765番2、4770番1の地先公有水面

イ 区域

省略(縦覧図書のとおり)

ウ 面積

2,938.34平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア位置

佐世保市江上町4760番3、4762番2、4762番1、4762番1に隣接する里道、4764番1、4764番2、4764番3、4765番1、4765番2、4770番1の各地内並びに同町4760番3と4770番1の地先公有水面

イ 区域

省略(縦覧図書のとおり)

ウ 面積

28,691.36平方メートル

(5) 埋立地の用途

港湾施設用地

- 2 縦覧の場所及び期間
 - (1) 縦覧の場所
 - ア 長崎市尾上町3番1号 長崎県土木部港湾課
 - イ 佐世保市木場田町3-25
 - 長崎県県北振興局 ウ 佐世保市八幡町1-10

佐世保市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

長崎県告示第326号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により河川堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。

その関係図面は、長崎県土木部河川課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年4月25日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 河川の名称
 - 二級河川八郎川水系八郎川
- 2 河川管理施設の名称又は種類

八郎川右岸堤防

3 河川管理施設の位置

長崎市平間町334番地1地先から長崎市平間町925番地1地先まで 長崎市平間町925番地1地先から長崎市平間町939番地7地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 道路管理者 長崎市長 田上 富久

住所 長崎市魚の町4番1号

- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の付属物その他もっぱら道路の管理上必要な施設 又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の付属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
 - (2) 原則として道路専用施設及び護岸に係る災害復旧
- 6 管理の期間

令和5年3月30日から道路の存続する日まで

公 告

土地改良区の設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当とする旨の決定(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定に基づき、下記の土地改良区設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画及び定款については、同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和5年4月25日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 長与岡土地改良区

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 長与岡土地改良区設立に係る土地改良事業計画書の写し
 - (2) 定款の写し
- 2 縦覧期間

令和5年4月25日から令和5年5月15日まで

3 縦覧場所

平 日: 長与町役場 建設産業部 産業振興課

土日祝日: 長与町役場 1階守衛室

県営土地改良事業計画の決定(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営水利施設等保全高度化事業(区画整理工種、農業用用排水施設工種 長与岡地区)につき土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内(上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、長崎県(知事が被告の代表者となる。)を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年4月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営水利施設等保全高度化事業(区画整理工種、農業用用排水施設工種 長与岡地区) 土地改良事業計画書

2 縦覧期間

令和5年4月25日から令和5年5月15日まで

3 縦覧場所

平 日: 長与町役場 建設産業部 産業振興課

土日祝日: 長与町役場 1階守衛室

県営土地改良事業変更計画の決定(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき、小迎地区県営水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業計画(区画整理工、農業用用排水施設工)を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内(上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、長崎県(知事が被告の代表者となる。)を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年4月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

小迎地区県営水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業計画変更計画書 (区画整理工、農業用用排水施設工)

2 縦覧期間

令和5年4月25日から令和5年5月15日まで

3 縦覧場所

平 日:西海市役所 西海ブランド振興部 農林緑推進課

土日祝日:西海市役所本庁 宿直室

開発行為に関する工事完了(公告)

次の開発行為に関する工事は完了した。

令和5年4月25日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
当初許可 令和4年7月11日 長崎県指令 3都第1255号	長崎県平戸市明の川内町字ハゲノ下143番1、143番5、143番13、146番、147番6の一部並びに 長崎県平戸市岩の上町字遊豫ケ岡195番1、195番2、196番3の一部、196番4の一部、196番5の一部、196番7、196番12、200番2の一部及び里	株式会社コメリ
変更許可 令和5年3月17日	道の一部	

交通局公告

契約者等(公告)

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。 令和5年4月25日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 購入品目及び予定数量

軽油 760ロリットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (名称)長崎県交通局管理部総務課(総務班) (住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1

(電話) 095-822-5141

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年3月29日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (氏名) 株式会社西日本宇佐美 九州支店 参与支店長 須貝 正章

(住所) 福岡県筑紫野市大字永岡720番地1

5 随意契約に係る購入単価

123,070円 (1キロリットル当たり単価 (消費税含む))

6 随意契約の理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号の規定に該当するため

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第22号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年4月25日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

- 検定を行う警備業務の種別及び区分 交通誘導警備業務1級
- 2 検定の日時、場所及び検定予定人員
 - (1) 日時

令和5年7月27日(木)午前9時から午後6時までの間

(2) 場所

福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(3) 検定予定人員

10人

3 受検資格

受検資格は、長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を 受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 長崎県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 4 検定試験内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急 の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急 の措置に関すること。
 - (3) 検定の方法

五四

行者

長崎市尾上町三長 崎 県

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実 技試験を行わない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申 請 時 間	申 請 先
令和5年5月8日(月)から同月 17日(水)まで。ただし、土曜日 及び日曜日を除く。	午前9時から午後4時まで。 ただし、午後0時から午後1 時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在 地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。 た、郵送による検定申請は受け付けない。

なお、検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、 受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1 涌

- イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - (ア) 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1 通
 - (イ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書 面
 - a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、 住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
 - b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該 営業所に属することを疎明する書面 1通
- ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通
- エ 次に掲げるいずれかの書面 1通
 - ⑦ 3(1)の受検資格に該当する場合は、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)に 該当する者であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書など)
 - (イ) 3(2)の受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により長崎県公安委員会が交付した 書面
- オ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横 の長さ2.4センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)
- 検定手数料等

検定申請時に、14,000円を長崎県収入証紙により納付すること。 なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

本検定の合格発表は、当日本人に対して行う。

- その他
 - (1) 新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス感染症の状況により、検定を中止する場合がある。

(2) 検定の共同実施

この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。

(3) 持参する物

検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参(各受検者への貸与ロッカー有り。)する こと。

- (4) 問合せ先
 - ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
 - イ長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係(警備業担当)(電話 095-820-0110内 線3185)

刷刷人所